

パートナーズ FXnano 取引ガイド

金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、金融商品取引業者が金融商品取引契約を締結しようとするときは、あらかじめ、お客様に対し法令で定める事項を記載した書面を交付することが義務付けられており(ただし、電磁的方法で提供された場合は交付されたものとみなされます)、「パートナーズFXnano 取引ガイド」はかかる書面にあたります。お客様は上記の書面、「マネーパートナーズ外国為替証拠金取引約款」(契約約款)および「パートナーズFXnano に関する取り決め事項」の内容を最後まで十分に読んで、「パートナーズFXnano」の仕組み、内容、危険性等を十分に理解した上で、ご自身の責任と判断で取引を行う必要があります。

パートナーズ FXnano とは

- 取引金額の一部として証拠金を預託していただくことにより行う店頭外国為替証拠金取引です。
- パートナーズ FXnano においては、最大で証拠金の額の約 50 倍の額に相当する外国為替取引を行うことができるため、レバレッジは最大で約 50 倍ということになります。レバレッジが高いほど、利益となった際の金額は証拠金に対して大きくなりますが、損失となった際の金額も同様に大きくなります。レバレッジは、お客様ご自身の判断にて証拠金に余裕を持たせ、取引量を少なくすることによって低く抑えることもできます。
- パートナーズ FXnano の取引手数料は無料です。
- パートナーズ FXnano は、インターネットでの取引のみで、電話での発注等はできません。
- パートナーズ FXnano は、お客様の選択により、毎営業日の終了時もしくは週末営業日終了時における未決済ポジションはすべて当該終値にて反対売買により決済(以後「引成決済」といいます)されます。
- 通貨間の金利差に相当するスワップポイントの受け払いがあります。
- メンテナンス時間を除き、月曜日午前 7 時から土曜日午前 6 時 50 分(米国夏時間中は午前 5 時 50 分)まで 24 時間取引が可能です。ただし、主要海外市場の休場等により取引ができない場合もあります。
- 元本、収益が保証された取引ではなく、損失が生じることがあります。
- 損失額が一定の水準を超えた場合にはポジションが自動決済されますが、損失の額は、お客様が預託されている証拠金の額を上回ることとなるおそれがあります。

パートナーズ FXnano はインターネット取引である性質上、インターネット障害、システム障害または異常レート配信に伴い、取引不能、約定の取消または注文価格から乖離した価格での約定となる可能性があり、その結果としてお客様が損失を被ることとなる可

能性があります。

お客様のご注文は、マネーパートナーズ(以下「当社」といいます。)が相手方となって取引を成立させる相対取引です。

1.手数料に関する事項

パートナーズFXnano の取引にかかる手数料は無料です。

2.市場リスクに関する事項

(1) 市場リスクにより損失が生じることとなるおそれがあること

パートナーズFXnano は、取引通貨の価格またはスワップポイントの変動、およびスワップポイントは支払いとなる場合があることにより、売り付けた際の清算金額が買い付けた際の清算金額を下回る可能性があるため、損失が生じることとなるおそれがあります。

(2) 市場リスクにより元本超過損が生じるおそれがあること

パートナーズFXnano は、証拠金の額以上の投資が可能であり、小さな値動きでも大きな損失が生じるため、(1)の損失の額が証拠金の額を上回ることとなるおそれがあります。

3.信用リスクに関する事項

4に記載するカバー先の業務又は財産状況の変化によっては、取引レートの提示が困難になる可能性があるため、お客様が損失を被るおそれがあります。

4.カバー取引の相手方について

当社はパートナーズFXnano 取引により生じ得る当社の損失の減少を目的として、ユービーエス・エイ・ジー銀行(スイス連邦銀行委員会監督下での銀行業務)、ゴールドマン・サックス証券株式会社(日本の金融庁監督下での証券業務)、パークレイズ銀行(イギリス金融庁監督下での銀行業務)、ドイツ銀行(ドイツ連邦金融監督局監督下での銀行業務)、コメルツ銀行(ドイツ連邦金融監督局監督下での銀行業務)、バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ(米国の金融監督当局の監督下での銀行業務)、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー(イギリス金融庁監督下での銀行業務)、シティバンク、エヌ・エイ(米国および英国の金融監督当局の監督下での銀行業務)、JP モルガン・チェース銀行(米国の金融監督当局の監督下での銀行業務)、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社(日本の金融庁監督下の金融商品取引業者)、アドバンスト・マーケッツ(米国の金融監督当局下での先物取引業)、ルーシッド・マーケッツ(イギリス金融庁監督下での金融商品取引業務)、クレディ・スイス・エイ・ジー銀行(スイス連邦銀行委員会監督下での銀行業務)、ソシエテ ジェネラル(フランス金融市場庁監督下での銀行業務)のいずれかと

の間でカバー取引を行っております。

5.区分管理の方法及び預託先

お客様からお預かりした資産は、三井住友銀行およびみずほ信託銀行における金銭信託にて、当社の固有財産とは区分して管理しております。

6.クーリングオフ制度

パートナーズ FXnano にはクーリングオフの適用がありません。

■ パートナーズFXお問い合わせ窓口

フリーダイヤル : 0120-894-707

E-mail : info@moneypartners.co.jp

ホームページ : <http://www.moneypartners.co.jp/>

■ I 企業概要

<商号>

株式会社 マネーパートナーズ

<本社>

〒106-6016 東京都港区六本木 1-6-1 泉ガーデンタワー 16F

<代表取締役社長>

奥山 泰全

<資本金>

31 億円(平成 22 年 6 月 30 日現在)

<設立年月日>

平成 20 年 5 月 9 日

<主取引銀行>

みずほ銀行、三井住友銀行、三菱東京 UFJ 銀行

<加入協会>

社団法人 金融先物取引業協会(会員番号 1583)

日本証券業協会(協会コード 1121)

(対象事業者となっている認定投資者保護団体はありません。)

<苦情処理措置および紛争解決措置の内容>

当社は、上記加入協会から苦情の解決および紛争の解決のあっせん等の委託を受けた特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(連絡先:0120-64-5005)を利用することにより金融商品取引業等業務関連の苦情および紛争の解決を図ります。

<事業内容>

当社は、金融商品取引法第 29 条の登録を受けた

金融商品取引業者です。
主にインターネットを利用した外国為替証拠金取引、有価証券関連業及びこれに付随する一切の業務を行っております。

<登録番号>
関東財務局長(金商)第2028号

■ II 契約の概要

1. 手数料

売買取引にかかる手数料は、新規注文、決済注文ともに無料です。

2. 取引口座について

(1) 口座の開設

お客様がパートナーズFXnano 取引を行うためには、パートナーズFXnano 取引口座を開設する必要があります。パートナーズFXnano 取引口座の開設は、パートナーズFX取引口座が開設済みであることが条件となります。パートナーズFXにつきましては、「パートナーズFX取引ガイド」をご覧ください。

(2) 口座の維持

パートナーズFXnano の取引口座には、開設費・維持費・管理費等の費用はかかりません。ただし、口座の解約事由に当たる場合、逮捕または勾留された場合など、お客様本人による取引が行えないと判断される場合においては、パートナーズFXnano 取引の提供を停止し、取引口座を閉鎖することがあります。また、パートナーズFX及びパートナーズFXnanoともに建玉がなく、かつ、取引口座の残高が取引を行い得る金額に満たない状態が1年以上続いた場合には、当社の判断により、取引口座の残高をあらかじめお客様が指定した出金先金融機関の口座へ出金手続きを行ったうえ、取引口座を閉鎖することがあります。

(3) 情報ツール

お客様には情報ツール(各種のニュース・情報やチャートシステム)を無料でご利用いただけます。ただし、建玉がなく、パートナーズFX及びパートナーズFXnanoの純資産合計額に未使用預り金を加えた額が5000円に満たない場合、情報ツールのご利用を制限させていただきますことがあります。

3. 口座番号(ID)、パスワードの取扱いについて

(1) 口座番号(ID)及びパスワードの郵送

口座開設手続きが完了すると、会員専用サイトよりパートナーズFXnanoの取引画面に遷移することが可能となります。パートナーズFXnanoの口座番号及びパスワードはパートナーズFXのものと同じとなります。

(2) 口座番号・パスワードを紛失、または忘れてしまった場合

このような場合は当社コールセンター(0120-894-707)へご連絡ください。ご本人様からの連絡であることを確認した後、次の手続きを行います。

① 口座番号の失念・紛失の場合

お客様の登録住所へ簡易書留郵便にて郵送いたします。郵便を受け取られるまでパートナーズFX及びパートナーズFXnanoはご利用いただけません。

② パスワードの失念・紛失の場合

お客様の登録住所へ「パスワード再発行通知書」を簡易書留郵便にて郵送いたします。郵便を受け取られるまでご注文は出来ません。

※再発行するパスワードは初期パスワードとなります。

※お取引を急がれている場合であっても、口座番号またはパスワードを電話、電子メール等でお知らせすることは一切出来ませんので、口座番号及びパスワードの管理には十分にご注意ください。

4. 売買注文の受付・執行

(1) 注文ツール

パートナーズ FXnano 取引の売買注文に関しては、以下の注文ツールからの売買注文に限るものとし、それ以外の手段による売買注文の受付を行わないこととします。(電話での注文は受付いたしません。)

◎注文ツール

- ウェブブラウザ
- 専用アプリケーション「XFX」
- モバイルは3キャリアに対応 iモード(NTTドコモ)、Yahoo!ケータイ!(ソフトバンクモバイル)、EZweb(au)
- モバイル専用アプリケーション

(2) 売買注文の受付成立時点

インターネットを利用して行う売買注文については、お客様が所定の入力画面において注文内容の入力及び確定の入力を行った後、マネーパートナーズにおいてその入力を受信し、有効な注文であることを確認した時点で売買注文の受付が成立したものとします。※お客様の通信環境によっては、当社から送信した情報が受信されないことがあるため自動更新となっている照会系画面等の表示は、最新の状態でない場合があります(「更新」ボタンのクリックや、ブラウザの「更新」処理することで最新の状態が表示されます)。

(3) 注文の手続

お客様がパートナーズFXnanoにおいて注文される際は、次の事項を入力又は指示していただくこととなります。

◎ 入力事項又は指示事項

- 注文形態(詳細については以下の(ア)をご参照下さい。)
- 「売り」または「買い」
- 「新規(新しくポジションを持つ場合)」または「決済(保有ポジションを仕切る場合)」
- 取引対象通貨ペア(詳細については以下の(イ)をご参照下さい。)
- 取引数量(詳細については以下の(ウ)をご参照下さい。)
- 注文の有効期限(指値等の場合のみ)(詳細については以下の(エ)をご参照下さい。)
- 注文価格(指値等の場合のみ)

(ア) 注文形態

パートナーズFXnanoでは以下の注文が行えます。

●ストリーミング注文 ●AS ストリーミング注文 ●成行注文(モバイルのみ) ●シングルリーブオーダー(指値注文・逆指値注文) ●OCO注文 ●IFDONE注文 ●IF-OCO注文 ●全決済注文 ※注文内容は値動きにより制限を受けることがあります。 ※成行注文および全決済注文は値段の指定をしない注文ですので、発注した時点の価格で約定するとは限りません。

(イ) 取引対象通貨ペア

●米ドル/円 ●ユーロ/円 ●ポンド/円 ●豪ドル/円 ●スイスフラン/円 ●カナダドル/円 ●ニュージーランドドル/円 ●南アフリカランド/円

(ウ) 取引数量

パートナーズFXnanoでお取引いただける最低単位は、各通貨100単位です。また、インターネットでの1回のお取引の上限は各通貨100万単位となります。

※自動ロスカットおよび引成決済の場合を除きます。

(エ) 注文の有効期限

ストリーミング注文、AS ストリーミング注文、成行注文及び全決済注文以外では、注文受付に際し有効期限の指示をしていただきます。有効期限は、デイ・オーダー(当日限り)及びウィーク・オーダー(週末まで有効)の2種類となります。

○デイ・オーダー

お客様の注文を当社が確認した時から当該営業日のパートナーズFXnano取引時間終了時刻まで。

○ウィーク・オーダー

お客様の注文を当社が確認した時からその週の最終営業日におけるパートナーズFXnano取引時間終了時刻まで。なお、お客様がnano取引口座をデイトレードに設定されている場合、有効期限をウィーク・オーダーとすることはできません。

※営業日の取引終了時刻とは、ニューヨーク外為市場午後4時55分(週末は午後4時50分)です。ただし、ニューヨーク外為市場が休場の場合には東京外為市場午後5時とする場合があります。年末年始はこれと異なる定めを行うことがあります。この場合は事前に通知します。

(オ) 注文の制限

同一営業日内の取引回数または取引数量が次のいずれかに該当した場合、その時点以降の当該営業日内における新規注文は

受注いたしません。

●取引回数 500回 ●取引数量 2億通貨単位 ●累積した新規建玉数量 1億通貨単位

また、ストリーミング注文およびASストリーミング注文におきましては、連続した注文の間隔が短いときに注文を受け付けない場合があります。

(4)両建てに関して

パートナーズFXnanoにおいてお客様自らの意思により両建て取引をされることは可能ですが、手数料やスプレッドが二重に必要となることやスワップポイントに逆ざやが生じるおそれがあること、また建玉必要証拠金がそれぞれのポジションに必要となることなど、経済的合理性を欠き、実質的に無意味であることからお勧めいたしません。

5. 取引時間・注文時間

パートナーズFXnanoの取引時間は、日本時間の月曜日午前7時から土曜日午前6時50分(米国のサマータイムでは午前5時50分)までのメンテナンス時間を除く時間とし、日本の祝祭日も取引できます。注文は取引時間内のみ可能です。

※週末を除く毎営業日の午前6時55分(米国のサマータイムは午前5時55分)の値段を終値とし、15分程度はメンテナンス時間とさせていただきます。メンテナンスの間は取引できず、注文の約定は行われません。

※毎日曜日午前2時より定期メンテナンスを行います。

※主要海外市場が休場の場合はこの限りではありません。※年末年始には取引時間を変更することがあり、この場合は事前にホームページ等にて通知します。

6. 決済期限・取引契約の終了

お客様の選択により、毎営業日終了時点もしくは週末営業日終了時点での未決済建玉は全て終値にて反対売買により決済(引成決済)されます。通常の取引時間内であれば、4.売買注文の受付・執行に従い、反対売買することによりいつでもポジションを決済することができます。なお、口座の解約がなされた場合で本口座にポジションが存在する場合には、当社は通知を行うことにより、そのポジションの処理を行うことができ、これにより取引契約は終了いたします。また、9.(3)追加証拠金および11.自動決済における取り決めによって取引契約が終了する場合があります。

7. スワップポイント

パートナーズFXnanoでは、日々ポジションを繰り越す時に異なる通貨間の金利差が発生し、これを日毎に受け取る(または支払う)こととなります。これをスワップポイントと呼び、例えば高金利の通貨を買い持ちしている場合、毎日金利差相当額を受け取ることができます。逆に高金利通貨を売り持ちしている場合には毎日金利差額を支払うことになり、結果として損失が生じることとなる可能性があります。スワップポイントは各国の金利情勢等により変動し、通貨間の金利差やロールオーバーの日数をもとに当社が計算し、実際に受け払いを行った額はホームページ及び取引画面内で公開しています。スワップポイントの受け払いはポジション決済時に行われませんが、未決済の建玉に発生しているスワップポイントは純資産の計算に組み込まれます。

8. 提示レート・スプレッド

当社がお客様に提示するレートは、当社の取引提携金融機関から配信されたレートをもとに、インターバンク市場の実勢レート等を考慮した当社のレートです。当社がお客様に提示したレートは、原則として約定拒否することなく約定いたします。当社は各通貨ペアの売付け価格と買付け価格を同時に提示しておりますが、その価格には差額(スプレッド)があります。スプレッドは、取引提携金融機関から配信されたレートをもとに、当社で経済状況・市場競争力等を勘案して決定していますが、経済指標発表の前後などインターバンクにおいてスプレッドが拡大する場合には、お客様への提示レートのスプレッドも拡大することがあります。なお、パートナーズFXnanoにおける提示レートとパートナーズFXにおける提示レートは異なりますのでご注意ください。

9. 取引単位・証拠金・入出金

(1) 取引単位

パートナーズFXnano では各通貨 100 を最低単位とし、取引するために最低必要な建玉必要証拠金は、各通貨ペア毎に下記の表の金額が適用されます。お客様が行うことができる取引の金額は、最大で建玉必要証拠金の約 50 倍となります。

◎建玉必要証拠金金額(平成 22 年 7 月 19 日現在) 100 通貨あたりの建玉必要証拠金金額

※各通貨ペアの建玉必要証拠金金額は、取引画面内に毎営業日表示されますのでご確認ください。

各通貨ペア(ZAR/JPY 以外)の前営業日終値(BID)				100 通貨あたりの建玉必要証拠金金額
120 円 以上				下記と同様、5 円ごとに建玉必要証拠金金額が 10 円ずつ加算されます。
115 円	以上	120 円	未満	250 円
110 円	以上	115 円	未満	240 円
105 円	以上	110 円	未満	230 円
100 円	以上	105 円	未満	220 円
95 円	以上	100 円	未満	210 円
90 円	以上	95 円	未満	200 円
85 円	以上	90 円	未満	190 円
85 円 未満				上記と同様、5 円ごとに建玉必要証拠金金額が 10 円ずつ減算されます。
ZAR/JPY				100 通貨あたりの建玉必要証拠金金額
ZAR/JPY				100 円

※各通貨ペアの建玉必要証拠金金額はボラティリティ等を勘案した上で、必要に応じて変更させていただく場合があります。

(2) 証拠金は、新規の売付け取引又は買付け取引の注文を出す前に必要な金額を預託していただけます。証拠金の預託方法は当社が指定する金融機関の口座への振込みのみとなり、証拠金の預託先は当社です。お客様が銀行等から振込まれたご資金は、証拠金を受け入れる当社の口座において当社がその着金を確認した後に、パートナーズFX取引口座内の未使用預り金に反映されます。未使用預り金にご資金が反映された後、お客様ご自身にてパートナーズFXnano 取引口座への振替を行っていただきます。なお、振り込み前の設定により、入金額を自動的にパートナーズFXnano 取引口座へ振替することも可能です。

FXnano 取引口座へ振替ができる証拠金は日本円のみとなり、外貨および代用有価証券はご利用いただけません。

預託すべき証拠金の金額を超過して預託している場合、超過している金額の全部又は一部を会員専用サイトにおいて未使用預り金へ振り替えた後、当社に返還請求することができ、原則として翌日(金融機関の営業日)、外貨の場合は3営業日後(国内外の金融機関の休日を除く)に登録されたお客様名義の金融機関の口座に振込まれます。

※パートナーズFX 取引口座とパートナーズFXnano 取引口座は別口座であり、9.(3)追加証拠金、10.純資産評価および 11.自動決済につきましても別々に行われます。パートナーズFX 取引口座に資金が潤沢にありましても、資金の振替を行わなかった場合にはパートナーズFXnano 取引口座において自動決済となる可能性があります。※銀行等における処理の遅延等、着金の確認には時間を要することがあり、その結果生じた自動ロスカット等の処理につきましては、当社は責任を負いません。

(3)追加証拠金

各営業日の終了時において、純資産額(10.純資産評価における純資産額をいいます。)が、建玉必要証拠金の合計額に不足する場合、その不足額を追加証拠金として請求いたします。追加証拠金が請求されている営業日の 18 時(以下「追証期限」といいます。18 時よりも前に営業日が終了する場合には追証期限を別途通知いたします。)までに追加証拠金が解消されない場合、お客様の未決済建玉全てを成行注文にて処分致します。なお、11. 自動決済に該当した場合には、追証期限より前であってもお客様の未決済建玉全てを成行注文にて処分致します。

◎追加証拠金の解消方法

追加証拠金は次の方法により解消することができます。

- 1、追加証拠金額以上の受入証拠金へのご入金(未使用預り金へのご入金やパートナーズFX 受入証拠金へのご入金では解消しませんのでパートナーズFXnano の受入証拠金へ振替・移動してください。)
- 2、反対売買(建玉決済)による、追加証拠金額以上の建玉必要証拠金の減少

3、上記2つの方法の組み合わせ

※建玉の評価損益の変動により追加証拠金が解消されることはありませんのでご注意ください。

10. 純資産評価

パートナーズFXnano では、一定の間隔で純資産評価を行います。受入証拠金に、評価損益及び未決済スワップを加減した金額が純資産額となります。

◎資金振替可能額・取引余力

純資産額から建玉必要証拠金を減じた金額がプラスの場合、この金額が原則として振替可能額であり、新規注文可能金額(取引余力)でもあります。

※追加証拠金が請求されている間は、評価損益の改善により取引余力が生じても、パートナーズFXnano 受入証拠金から未使用預り金または他の口座への振替・移動はできません。

※純資産額が受入証拠金額を超えている(未決済の含み益がある)場合、その金額に応じた新規注文は可能ですが、振替につきましては受入証拠金額が限度となりますので、あらかじめご了承ください。

11. 自動決済(自動ロスカット)

(1)パートナーズFXnano では、一定の間隔での時価評価によりお客様の口座の純資産評価を行います。純資産評価が行われた時点で純資産額が建玉必要証拠金合計額の40%以下になっていた場合、自動的にお客様の未決済建玉全てを成行注文にて処分致します。ロスカットはお客様の大切な資産を保全するための措置ですが、相場の状況等により執行される価格がロスカット水準から大きくかい離することがあり、お客様が当社に預託された金額を上回る損失が生じる可能性もあります。また、相対取引の性格上、テレビやインターネットなどの情報端末でご覧になる価格と当社の価格とは異なる場合がありますことをご了承ください。万一の相場変動からお客様の保有しているポジションを維持するために、お客様には必要証拠金以上の厚めの預託をお勧めしています。

(2)上記の自動決済のほか、お客様ご自身にて自動決済の水準を設定していただくことも可能です(アセットコントロール)。一定間隔で行われる純資産評価において、純資産額がお客様ご自身にて設定されたリミット基準額以上もしくはストップロス基準額以下となっていた場合に、自動的にお客様の未決済建玉全てを成行注文にて処分致します。アセットコントロールは、お客様が設定したリミット基準額及びストップロス基準額を保証するものではなく、相場の状況等によっては執行される価格がリミット基準額及びストップロス基準額から大きくかい離することがあります。なお、アセットコントロールのストップロス基準額が(1)の自動決済の水準以下の場合、(1)の自動決済が優先されます。

入出金を行った際のアセットコントロールの設定につきましては、次の通り解除されますのでご注意ください。

◎振替出金

リミット基準額は、お客様が解除の設定を行っていた場合に自動的に解除。

ストップロス基準額は、自動的に解除。

◎振替入金

リミット基準額は、自動的に解除。

ストップロス基準額は、お客様が解除の設定を行っていた場合に自動的に解除。

12. 信託保全

当社は、お客様により安心してお取引いただくことを目的として、三井住友銀行およびみずほ信託銀行と信託契約を締結し、お客様からお預かりした資産を金銭信託にて区分管理しております。

(1)信託保全の対象

信託保全の対象は、お客様から預託を受けた受入証拠金から実現損益、評価損益及びスワップポイントを加算減算した額となります。信託保全の対象金額について毎営業日に(ただし日本の祝祭日を除く)計算を行い、必要な資産を確定します。当社は、この確定金額を上回る額を常時信託口座内に維持し、万が一の場合にもお客様の資産が返還されるようにしています。

(2)受益者代理人

受益者代理人(甲)として内部管理者を、受益者代理人(乙)として社外の弁護士を選定しています。受益者代理人(甲)は通常時に日々の保全金額の照合等、資産の信託状況の監督を行います。当社は、毎営業日のNY市場終了時点での当社清算値段によりお客様資産の評価を行ったうえで、信託保全されるべき金額を受益者代理人(甲)に対し報告します。このとき、信託されている金額が、

信託保全されるべき金額より少なかった場合には、当社は信託口座へ資金を追加することになります。受益者代理人(乙)は当社の破綻等の緊急時、三井住友銀行およびみずほ信託銀行から信託財産の返還を受け、お客様に帰属すべき資産を返還します。

※パートナーズFXnanoでの取引においては為替相場の変動等により損失を生じることがあり、信託保全は、パートナーズFX取引の元本を保証するものではありません。三井住友銀行およびみずほ信託銀行は当社から信託された資金の管理のみを行い、当社及び受益者代理人の監督、選任の責任を負いません。また、三井住友銀行およびみずほ信託銀行が当社に替わってお客様に対する資金等の支払い義務を負うものではなく、お客様は三井住友銀行およびみずほ信託銀行に対し資金等の支払いを直接請求することはできません。

13. 書面の電磁交付に関して

電磁交付とは当社からお客様へ交付することが法令により義務づけられている各種書面を、書面に代えて電磁的な方法により交付することです。パートナーズFXnanoでは下記書面の電磁交付に承諾していただくことを口座開設及び口座維持の条件とさせていただきます。

◎当社から交付する書面のうち、電磁交付によることが可能な書面および電磁交付の時期

・『売買報告書及び取引残高報告書兼証拠金受領通知書』

入出金等による預り金の増減があった営業日または売買が行われた営業日について、その都度、翌営業日終了時まで交付。

・『取引残高報告書』

1月1日から6月30日までの間または7月1日から12月31日までの間において、

入出金等による預り金の増減がなく売買も行われていない場合であって、預り金等または建玉の残高があるときに、

それぞれ7月第1土曜日の翌営業日開始時または1月第1土曜日の翌営業日開始時まで交付。

※上記電磁交付の時期に交付できない場合には、電子メール等にて交付の時期を通知します。

・『パートナーズFXnano取引ガイド』・『パートナーズFXnano契約約款』

改訂日の前日の営業日終了後、最初のログイン時に交付。

◎電子交付の方法の種類および内容

取引システムへログインした後のページ(個別の認証が必要とされる特定のページ)にお客様専用のPDFファイルを設け、当該ファイルに書面の記載事項を記録し閲覧に供する方法、または当社のWEBページ上においてお客様の閲覧に供する方法。

◎交付媒体の変更

法律等の変更など何らかの理由が生じ、あるいは当社が必要と判断した時には、当社は電磁交付ではなく既に電磁交付された書面も含めて紙媒体により交付を行う場合があります。

■ 金融商品取引業に係る禁止行為

1.金融商品取引法により、金融商品取引業者又はその役員もしくは使用人が下記の行為を行うことは禁止されています。

(1)金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

(2)顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為

(3)金融商品取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為

(4)金融商品取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為

(5)金融商品取引契約の締結の勧誘を受けた顧客が当該金融商品取引契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為

(6)契約締結前交付書面又は契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、顧客に対して、金融商品取引法第37条の3第1項第1号から第7号までに掲げる事項について顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に

照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、金融商品取引契約を締結する行為

(7)金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

(8)金融商品取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為(第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。)

(9)金融商品取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為

(10)金融商品取引契約に基づく金融商品取引行為を行うことその他の当該金融商品取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為

(11)金融商品取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は委託証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為

(12)金融商品取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

(13)金融商品取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該金融商品取引契約の締結を勧誘する行為

(14)金融商品取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該金融商品取引契約を締結しない旨の意思(当該金融商品取引契約の締結の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。)を表示したにもかかわらず、当該金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為

(15)あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等をする行為

(16)金融商品取引業者等の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買その他の取引等をする行為

(17)デリバティブ取引又はこの受託等につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、銘柄、数及び価格(デリバティブ取引にあっては、これらに相当する事項)のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者等がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を書面によらないで締結する行為(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結するものを除く。)

(18)店頭金融先物取引の受託等につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭金融先物取引の売付け又は買付けその他これに準ずる取引と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。)の勧誘その他これに類似する行為をすること

(19)デリバティブ取引につき、当該デリバティブ取引について顧客に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

(20)デリバティブ取引につき、自己又は第三者が当該デリバティブ取引について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

(21)デリバティブ取引につき、当該デリバティブ取引について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供さ

せる行為

(22)通貨関連デリバティブ取引につき、顧客が預託する証拠金額(計算上の損益を含みます。)が金融庁長官が定める額(平成22年8月1日以降は想定元本の2%、平成23年8月1日以降は同じく4%。以下同じ。)に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること

(23)通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額(計算上の損益を含みます。)が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること

2.金融商品取引法により、お客様が下記の行為を行うことは禁止されています。

(1)金融商品取引業者等又は第三者との間で、上記(19)の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為(当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。)

(2)金融商品取引業者等又は第三者との間で、上記(20)の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為(当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。)

(3)金融商品取引業者等又は第三者から、上記(21)の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者に当該財産上の利益を受けさせる行為(前2号の約束による場合であって当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求によるとき及び当該財産上の利益の提供が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。)

■ III パートナーズFXnano 用語説明

◎相対取引(あいたいとりひき)

取引所などを介さず、売り手と買い手が直接に取引すること。銀行対銀行、銀行対顧客といった1対1の取引。取引価格も、取引の方法も、当事者同士の交渉によって決まる。OTC(Over The Counter)。

◎アスク(Ask)

外国為替取引におけるレート提示側の売り値、売り気配値。応じる側(顧客)にとっては買いレート。2wayでの価格表示の際の高い方のレート。オファー(Offer)とも言う。買い気配値はビッド(Bid)。

◎インターバンクレート

銀行間で形成される為替レート。世界中の銀行が世界中の銀行を相手に、24時間、電話やインターネットなどを通じてやり取りしている為替レート。同時刻におけるインターバンクレートは一つではなく多数存在し、すべて1対1の相対で取引される。

◎円高

円の価値が上昇し、ドルの価値が下がること。1ドルに対して支払う円が小額になる。

◎円安

円の価値が下落し、ドルの価値が上がること。1ドルに対して支払う円が高額になる。

◎オファー(Offer)

外国為替取引におけるレート提示側の売り値、売り気配値。応じる側(顧客)にとっては買いレート。2wayでの価格表示の際の高い方のレート。アスク(Ask)とも言う。買い気配値はビッド(Bid)。

◎終値

1日のうちで取引が終るときの値段。帳入れ値。

◎外国為替市場(Foreign Exchange Market)

外国為替取引を行う場。インターバンク市場と対顧客市場の2つに大別され、通常、外国為替市場という場合にはインターバンク市場を指す。証券取引所のような取引所は存在せず、シドニー、東京、香港、シンガポール、チューリッヒ、パリ、ロンドン、ニューヨークなど

の世界各国の都市における、24時間オープンな市場。以前は「テレフォン・マーケット」と呼ばれ、銀行間で専用の電話回線を通して取引を行っていたが、現在は、通信端末などのモニター画面を使って取引を行う、電子ブローキングに変わってきている。

◎逆指値 (Stop Order)

売買取引注文をするときに、その時点よりも悪い値段になった時に成立させることを目的に、売買値段を指定すること。その時のレートよりも高い値段になった時に買う、その時のレートよりも安い値段になった時に売る。これは相場の勢いに乗って売買する戦術や、「ストップロス」などのようにある金額以上の損失にならないような仕切注文の際に使われる。

◎指値 (Limit Order)

売買取引注文をするときに、その時点よりも良い値段で成立させることを目的として、取引通貨の種類・金額と共に取引値段を指定すること、または指定した値段。通常ドル/円で買いの場合は「105.00円で5万ドル買い」などと表現する。逆指値はその時点よりも悪い値段になった時にそれ以上の損失にならないような仕切注文の際に使われる。

◎直物取引 (Spot)

外国為替の取引が成立してから2営業日後に、外貨とその対価の受渡しが行われる取引。スポット取引。直物相場(スポットレート)での取引で、一般的に外国為替のインターバンクレートとはスポットレートのことを指す。

◎ストップロス (Stop Loss)

損失を一定のレベルに限定するための反対売買。相場が自分にとって不利な方向に動いた場合に、その損失を一定のレベルで抑えるために出しておく逆指値。

◎ストリーミング注文

画面上でリアルタイムに動く為替レートをクリックすることにより、その時のレートで約定できる注文。

◎スポットレート (Spot Rate)

直物取引のレート。直物相場。一般的に外国為替のインターバンクレートとはスポットレートのことを指す。

◎スワップポイント

2種類の通貨の金利差。「高金利通貨の買/低金利通貨の売」の場合は金利を受取り、逆に「高金利通貨の売/低金利通貨の買」の場合は金利を支払う。

◎反対売買

信用取引や先物取引等において、買っていた銘柄を売る、あるいは売っていた銘柄を買い戻すこと。

◎ビッド (Bid)

外国為替取引におけるレート提示側の買い値、買い気配値。応じる側(顧客)にとっては売りレート。2wayでの価格表示の際の低い方のレート。売り気配値はアスク(Ask)。

◎約定(やくじょう)

売買が成立すること。

■ IV税金

パートナーズ FXnano で発生した益金(為替差益)は、個人の場合、「雑所得」として総合課税の対象となります。他の雑所得(原稿料・講演謝金等)がある場合には、雑所得同士をすべて損益通算し、年間(1月1日から12月31日まで)で20万円を超えた場合には、確定申告を要します。

金融商品取引業者は、顧客の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

法人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

※株式や取引所の先物取引等は申告分離課税として取扱が異なるため別々に申告する必要があります。

※給与所得が2千万円以下の給与所得者で、かつ、雑所得が年間20万円以下であれば確定申告の必要はありません。確定申告の方法や雑所得を得るための必要経費の範囲等について、詳しくは、管轄の税務署に照会するか又は国税庁タックスアンサーのウェブサイトを参照ください。

パートナーズFX取引ガイド改訂記録

平成 20 年 10 月 1 日施行

平成 20 年 12 月 15 日改訂

平成 21 年 2 月 16 日改訂

平成 21 年 3 月 1 日改訂

平成 21 年 3 月 30 日改訂

平成 21 年 5 月 11 日改訂

平成 21 年 9 月 7 日改訂

平成 21 年 9 月 19 日改訂

平成 22 年 1 月 1 日改訂

平成 22 年 1 月 29 日改訂

平成 22 年 4 月 10 日改訂

平成 22 年 5 月 17 日改訂

平成 22 年 5 月 24 日改訂

平成 22 年 7 月 19 日改訂

平成 22 年 8 月 1 日改訂

平成 22 年 9 月 6 日改訂

平成 22 年 10 月 11 日改訂

平成 22 年 12 月 27 日改訂